

水防法等における避難確保計画 の作成等の義務について

～災害時における避難情報と施設利用者の安全確保～

名古屋市防災危機管理局

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

① 東海豪雨 (H12.9)



時間最大降雨量 97mm、
総降雨量 566.5mmを記録
(名古屋地方気象台)

新川の破堤等により、
市内の広範囲で浸水被害
(市域の約4割)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

② 関東・東北豪雨 (H27.9)

(国土交通省HPより)



茨城県常総市において、鬼怒川の破堤等により、
広範囲で浸水被害(常総市域の約1/3)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

③ 北海道・東北豪雨 (H28.8)

(国土交通省HPより)

H28.9.1撮影



岩手県にて小本川氾濫により施設の入所者9名が死亡

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

④ 平成30年7月豪雨 (H30.7)

岡山県倉敷市真備町 (国土交通省HPより)



西日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

⑤ 令和元年(前線による大雨、台風第19号)(R1.8,R1.10)

佐賀県大町町 (国土交通省HPより)



佐賀県大町町において、浸水被害により病院が孤立

長野県長野市 (国土交通省HPより)



東日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

適時適切な避難行動をとりましょう！ 「なごやハザードマップ防災ガイドブック」で確認

「なごやハザードマップ防災ガイドブック」には、ハザードマップに掲載している被害想定や指定緊急避難場所等のほか、日頃の備えや災害時の避難の仕方などを説明しています。

本ガイドを読みながら、どのような災害が起こりうるのか、災害時の避難行動をイメージし、施設の近くの指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておきましょう



水害・土砂災害のリスクを確認

<洪水・内水氾濫・高潮・津波ハザードマップ>



※画像は洪水ハザードマップ

水害・土砂災害のリスクを確認

＜想定最大規模の浸水想定区域（洪水・高潮・津波）＞

愛知県の統合型地理情報システム「マップあいち」で確認

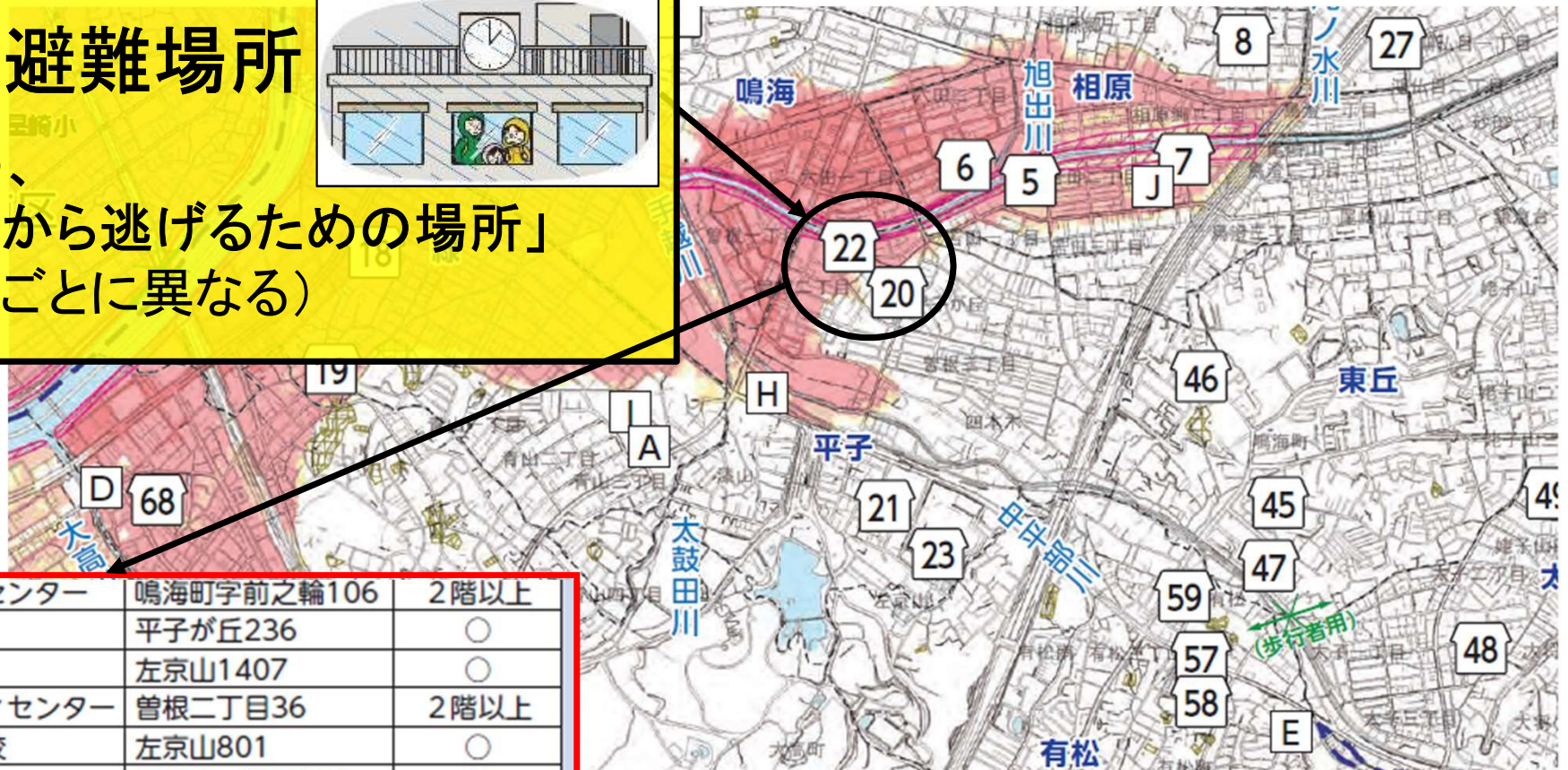


土砂災害情報マップ・水害情報マップ・高潮浸水マップ・津波災害情報マップから土砂災害警戒区域、各河川の浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域について確認できます。

避難先は「指定緊急避難場所」へ

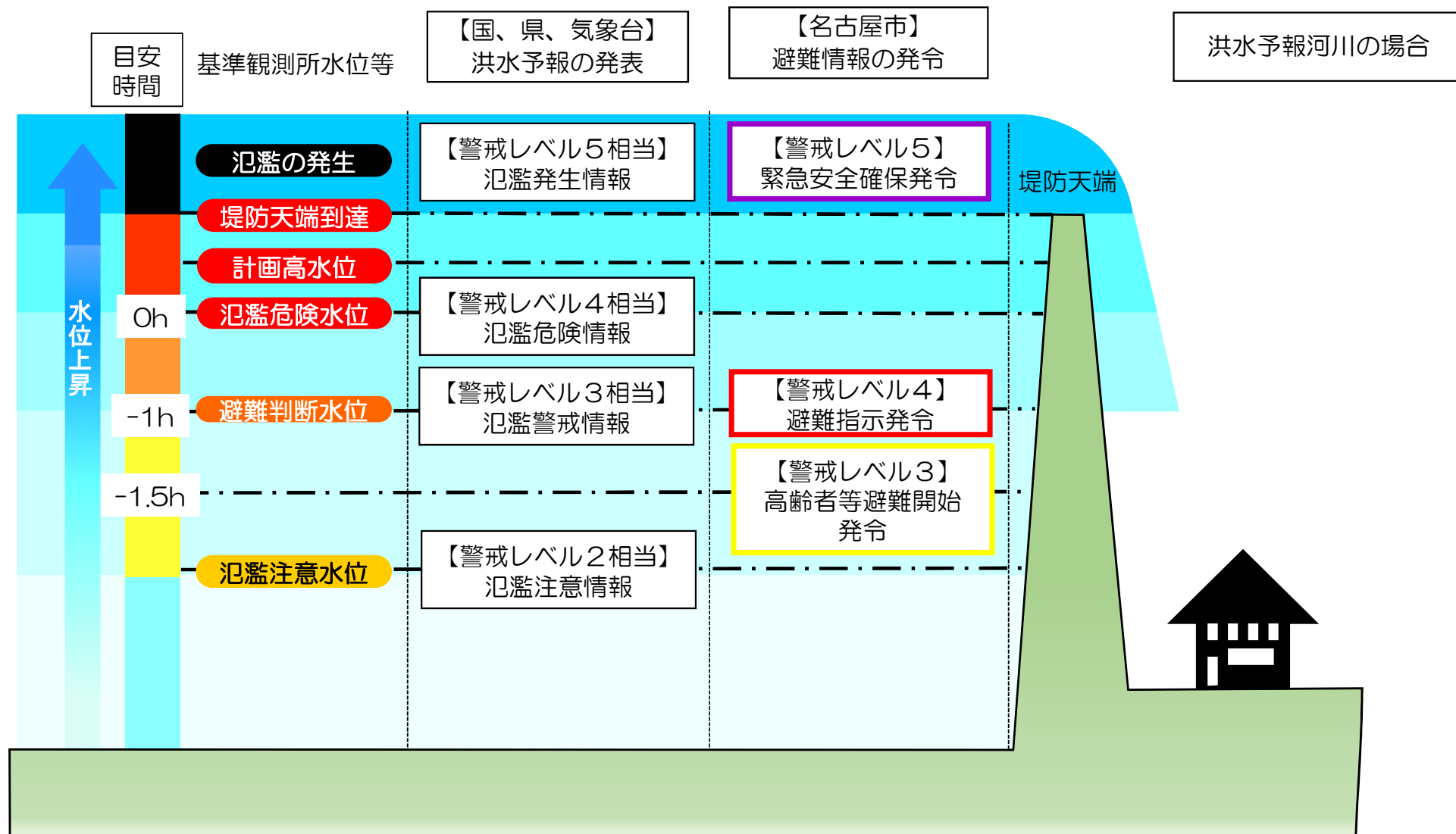
指定緊急避難場所

命を守るため、
「災害の危険から逃げるための場所」
(災害の種類ごとに異なる)



19	緑コミュニティセンター	鳴海町字前之輪106	2階以上
20	平子小学校	平子が丘236	○
21	左京山中学校	左京山1407	○
22	平子コミュニティセンター	曾根二丁目36	2階以上
23	県立鳴海高等学校	左京山801	○
24	鳴海東部小学校	平手北二丁目901	○

洪水時の河川水位と避難情報の関係



避難情報の種類と避難のタイミング

【警戒レベル3】高齢者等避難

＜とるべき行動＞避難に時間を要する施設利用者の避難を開始する段階



【警戒レベル4】避難指示

- ・災害が発生するおそれが高い状況
- ・対象地区内に居住する住民は全員避難行動をとる

＜とるべき行動＞従業員や管理者の避難を開始する段階



【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・すでに災害が発生している状況

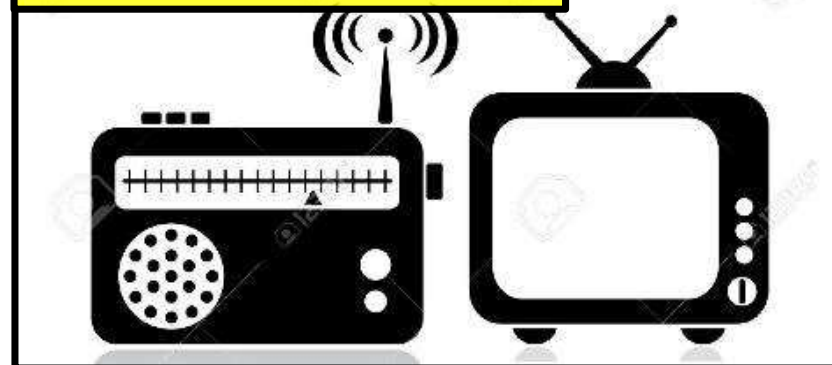
＜とるべき行動＞命を守る最善の行動をとる段階

避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



テレビ・ラジオ



広報車



緊急速報メール



「きずなネット防災情報」で情報を入手

「きずなネット防災情報」とは

- ・本市から、避難に関する防災情報等を「電子メール」で携帯電話やパソコンのメールアドレスに直接配信するサービスです
- ・「登録」をお願いします

こんなとき
防災情報を
どうやって入手する?

避難情報は出ているかな?
052-975-3195

自宅の災害リスクや避難場所は、
どこで確認できるのかな?
052-975-3195

今どだけ雨が降ってるのかな?
河川は氾濫しないかな?
052-975-3195

日頃から防災のことを勉強したい
けど、情報発信されていないかな?
052-975-3195

名古屋市では、地震や風水害などの災害が発生した時、または発生するおそれがあるときは、
防災に関する情報や、テレビやラジオだけでなく様々な手段で市民の皆様にお知らせしています。

名古屋市防災危機管理局
災害対策室 広報対策科(総務・危機担当) TEL:052-975-3195 FAX:052-925-4120

避難確保計画の作成と避難訓練の実施

【水防法等の規定】

洪水、雨水出水、高潮浸水想定区域内・津波災害警戒区域内・土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の義務

- ① 避難確保計画※の作成
- ② 避難訓練の実施・報告

※ 施設利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画

避難確保計画の記載事項について

- ・ 水害・土砂災害・津波時の防災体制
- ・ 施設利用者の水害・土砂災害・津波時の避難誘導
- ・ 施設の整備（情報収集・伝達体制、避難誘導に使用する設備又は資機材等の整備）
- ・ 防災教育及び訓練の実施 等

避難確保計画 作成・提出方法

- 「名古屋市避難確保計画作成支援システム」上で作成・提出をお願いします。



洪水	避難先	移動距離	避難方法			移動に要する時間	避難開始段階	避難階
			徒歩	車両	その他器材			
系列施設や他の同種類似施設			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台			階
指定緊急避難場所	リネメゾン八幡 (267m)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	台	10分	高齢者等避難	3階
近隣の安全な場所			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台			階
圧入安全確保		0 m						階

※システムへの案内文書は順次発送しております。

災害を想定した訓練の実施

- 気象情報や避難情報等の情報伝達訓練
- 施設利用者の避難誘導訓練
- 避難経路等の確認のための移動訓練
- 施設利用者の保護者等への連絡訓練
- 上階への移動訓練 等

「避難訓練実施報告書」を

「名古屋市避難確保計画作成支援システム」上にて作成・提出

問い合わせについて

- ・説明会の内容確認や避難確保計画の作成方法の相談など、お気軽にご連絡下さい

【問い合わせ先】

名古屋市 防災危機管理局 危機管理企画室
地域防災室

TEL:052-972-3523

FAX:052-962-4030